

印鑑レス取引規定

1. (印鑑レス取引)

印鑑レス取引とは、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合することに代えて、次の方法により行う取引（以下「印鑑レス取引」という。）をいいます。

- ①普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）および貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下「カード」という。）を所定の機器に読み取らせ、入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法で照合する方法（以下「カード認証」という。）。
- ②当行の店頭に設置したタブレットにカード発行口座の口座番号と暗証番号をお客さまが入力し、入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法で照合するとともに、お客さまに本人確認書類の提示を求め、記載内容と届出の内容とが一致することを当行所定の方法で照合する方法（以下「タブレット認証」という。）。

2. (適用範囲)

- (1) 普通預金および貯蓄預金について発行したカード（ただし、代理人カードは除きます。）を保有する個人のお客さまは、当行国内本支店窓口において、カード認証による取引（以下「カード認証取引」といいます。）およびタブレット認証による取引（以下「タブレット認証取引」といいます。）を第4条に定める取引に利用できます。
- (2) 本規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、キャッシュカード規定等その他諸規定（以下「諸規定」という。）に従って取扱います。

3. (印鑑レス取引の方法)

- (1) カード認証取引は、次のとおり、当行の店頭に設置されている一体型本人確認装置を利用して取引を行います。
 - ①一体型本人確認装置にカードを挿入し、届出の暗証を入力してください。
 - ②入力された暗証と届出の暗証との一致を当行所定の方法で照合して確認します。当行所定の回数を超えて暗証の一致が確認できない場合には、カードの利用を停止します。
 - ③暗証の一致が確認できた場合であっても、当該取引について正当な権限を有することを確認するために当行が必要と認めた場合は、本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、これらの本人確

認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。

- ④カード認証取引は、当行が取引の依頼を受け付け、承認した時点（資金移動を伴う取引の場合は取引に必要な資金を確保した時点）で成立するものとします。取引成立後の変更・取消はできません。

(2) タブレット認証による取引は、次のとおり、当行の店頭には設置されているタブレットを利用したタブレット認証により取引を行います。

- ①タブレットに表示される画面に従い、本人確認書類を、タブレットに内蔵されたカメラで撮影してください。
- ②タブレットに表示される画面に従い、氏名、生年月日、カード発行口座の店番、口座番号、届出暗証番号など当行所定の事項を入力してください。
- ③入力された暗証と届出の暗証との一致を当行所定の方法で照合して確認します。照合の結果、一致が確認できなかった場合は、タブレット認証による取引はできません。なお、当行所定の回数を超えて暗証の一致が確認できない場合には、カードの利用を停止します。
- ④タブレット認証取引は、当行が取引の依頼を受け付け、承認した時点で成立するものとします。取引成立後の変更・取消はできません。

4. (取引の種類)

(1) カード認証は、以下の取引に利用できます。

- ①カード認証に利用したカード発行口座からの預金の払戻し
- ②カード認証に利用したカード発行口座の名義人と同一人であると当行が判断するお客さまの預金の払戻し
- ③カード認証に利用したカード発行口座の名義人と同一人であると当行が判断するお客さまにかかる当行所定の各種届出およびサービスの申込み
- ④その他当行が定める取引

(2) タブレット認証は、当行の店頭には設置されているタブレットを利用した以下の取引に利用できます。

- ①タブレット認証に利用したカード発行口座の名義人と同一人であると当行が判断するお客さまにかかる当行所定の各種届出およびサービスの申込み
- ②その他当行が定める取引

5. (取引内容の確認)

カード認証による入出金取引については、通帳への記入、またはぐんぎ

んアプリ等の入出金明細照会により定期的に確認してください。

6. (印鑑レス取引の停止)

(1) カード認証取引は、次の各号に該当する事由が発生した場合、本人へ通知することなく、停止します。

- ①カードの発行口座が解約された場合
- ②カードが解約された場合
- ③カードが利用停止となった場合
- ④当行において利用が不適切と認められた場合

(2) タブレット認証取引は、次の各号に該当する事由が発生した場合、本人へ通知することなく、停止します。

- ①カードの発行口座が解約された場合
- ②カードが解約された場合
- ③当行において利用が不適切と認められた場合

(3) 当行は、カード認証取引およびタブレット認証取引の継続的な提供に支障があると判断したとき、その他必要と認めたときは、提供を中止し、または打ち切ることがあります。

7. (障害時等の取扱)

(1) カードの破損等により、当行が必要とする情報の取得ができない場合には、カード認証取引はご利用になれません。

(2) 停電・故障等により当行所定の機器による取扱いができない場合、その他相当の事由がある場合には、カード認証取引およびタブレット認証取引はご利用になれません。

8. (免責事項)

届出印の照合に代わりカード認証あるいはタブレット認証により本人に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの取引につき事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

9. (規定の変更等)

この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、預金者に通知することなく、変更できるものとします。この場合、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以 上